

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第

卷四十二第

行發日一月二年二和昭

## 論叢

印紙稅廢止論 . . . . . 教授 法學博士 神戸 正雄

生物の美的進化 . . . . . 教授 理學士 川村多實二

露西亞の新經濟政策と農業 . . . . . 教授 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 . . . . . 教授 法學博士 田島 錦治

英國勞働黨の銀行國有論 . . . . . 助教授 經濟學士 谷口 吉彦

物價指數の意味 . . . . . 講師 經濟學士 蜷川 虎三

## 雜錄

町人の財力と士農兩階級 . . . . . 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

Populationistikにつきて . . . . . 教授 法學博士 財部 靜治

英吉利の國際海運收入 . . . . . 教授 經濟學博士 小島昌太郎

獨逸帝國銀行の發券制度 . . . . . 助教授 法學士 汐見 三郎

## 法令

健康保險特別會計規則・健康保險法施行規則

# 獨逸帝國銀行の發券制度

汐見三郎

普通銀行制度の改正は金融制度調査會の手によつていよいよ具體化して來たが、これと同時に我國の中央銀行たる日本銀行の制度改革も問題に上つて來てゐる。日本銀行制度の改革をどの範圍に止むべきか更にどの程度に及ぼすべきかにより研究方法が異らざるを得ないが、苟も日本銀行制度の改革と云ふ以上は日本銀行の發券制度特に兌換準備制度に就き少くとも一應の考察を試むる必要がある。

日本銀行の兌換準備に關する制度が範を獨逸帝國銀行に採つてゐる事は、山崎博士の明言せられる所である。而して山崎博士は、獨逸帝國銀行の傳統的制度たる三分の一準備法 (Drittel-deckung) の精神を日本銀行に輸入すべしと主張せられ、博士の見解は、一部の人の間には可なり有力なる意見となつてゐる。果して然らば、日本銀行の現行兌換準備制度を考究するに

當つても、獨逸帝國銀行の發券制度を一瞥しなければならぬのである。

一概に獨逸帝國銀行と云つても、二つの場合を分たねばならぬ。一八七五年三月十四日の舊銀行法による獨逸帝國銀行と一九二四年八月三十日の新銀行法による獨逸帝國銀行とがこれである。兌換準備制度に就て我が日本銀行が學んだと云ふのは、舊銀行法による獨逸帝國銀行であつた。新銀行法による獨逸帝國銀行が新たな兌換準備制度を採用せるに際し、新舊兩獨逸帝國銀行を比較する必要がある。

## 二

兌換銀行券たる以上は必ず兌換準備の存在する事が必要である。その極端なる場合としては全額準備制度 (volle Bardeckung) を考へ得るのであるが、この制度は概念上成立し得るのみにして實際には餘り適用を見ないのである。兌換準備の現實問題としては、如何なる種類の一部準備制度 (partielle Bardeckung) を採用するかと云ふ事になる。Adolf Wagner は兌換準備制度を直接制限制度 (direkte Kontingentierung) と間接制限制度 (indirekte Kontingentierung) と

1) 山崎博士：銀行論、26頁 2) 山崎博士：銀行論、38-39頁 山崎博士：日本銀行の發券制度は如何に改正すべきか (國家學會雜誌第四十一卷第一號) 山崎博士：日獨中央銀行の制限外發行 (貨幣銀行問題一斑)

に分つてゐる。直接制限制度と云ふのは一名英國制度と稱し、一定金額だけは無準備にて兌換券の發行を許すが、この制度を越ゆる時には必ず同額の金銀を以て兌換準備にあてねばならぬと云ふのである。間接制限制度の方は、第一の直接制限制度と異り、正貨以外の方法により間接に銀行券の發行を制限せんとするのである。或は兌換券發行高の最高限を定むるが如き、或は兌換券發行高と正貨準備との割合を定むるが如き、或は一定限度以上の金額又は割合の發行高に對し發行税を課するが如き、凡て正貨以外のもにより間接に銀行券の發行を制限せんとするのである。

英蘭銀行が Peel 條例以來直接制限制度を採用せしに對し、舊獨逸帝國銀行は間接制限制度によつたのであつた。舊獨逸帝國銀行の兌換準備制度は、數回改正を試みられた結果、一九〇九年以後に於ては次の如き方法によつて行はれたのである。

第一、銀行券發行には必ず三分の一以上の正貨準備を必要とする。

第二、五億五千麻を限り無準備にて兌換銀行

券を發行する事が出来る。但し二月、六月、九月及び十二月の末日(Quartalsenden) (Vierteljahresstermine) には無準備發行額を七億五千麻に擴張する事が出来る。

第三、第二の制限以上に銀行券を増發する時には、其超過額に對し年5%の發行税(Notensteuer)を納付するを要す。

第一は三分の一準備法(Dritteldeckung)の大原則を定めてゐるのであつて、これは絶對的條件である。第一の比例準備法の條件の許す範圍内に於て、Jevonsの所謂伸縮的制限法(The Elastic Limit Method)即ち第二、第三の方法を行ふのであつた。日本銀行が舊獨逸帝國銀行に學んだのは第二及び第三の方法のみであつて、第一の比例準備の方法は採用してゐない、而して伸縮的制限法に於て舊獨逸帝國銀行の無準備發行額が五億五千麻なるに對し日本銀行の保證準備發行高は一億二千萬圓となつたのである。

三

新獨逸帝國銀行は、比例準備法を採用せる點に於ては、舊獨逸帝國銀行と同様である。新銀

3) Wagner; Der Kredit und das Bankwesen S. 505-513 (Schönberg; Politische Oekonomie I)  
4) 山崎博士; 銀行論 31頁

行法第二十八條は銀行券流通高に對して少くとも四〇%の準備額を要求してゐるから、三分の一準備が四〇%準備に變更せられただけで、依然たる比例準備法である。

然し、舊銀行法に於て三分の一準備が絶対的のものなりしに對し、新銀行法は或一定條件の下に、この原則に對する例外の存する事を認め得るのである。新銀行法第二十九條に次の二點が規定せられてゐる。

第一、四〇%の準備額に足らざる金額に對しては次の發行税を帝國に納付せねばならぬ。

準備額が三七%—四〇%なるときは、年三%  
準備額が三五%—三七%なるときは、年五%  
準備額が三三%—三五%なるときは、年八%  
準備額が三三%以下なるときは、年八%の外に、  
準備額が三三%より一%を下る毎に年一%を加ふ  
準備額が四〇%以下を持續するときは  
割引歩合は少くとも年五%たる事を要す、而して發行税の三分の一だけ更に  
割引歩合の引上げを行ふべし。

新銀行法第二十八條の四〇%準備の原則に對し、第二十九條は、發行税納付及び割引歩合引

上げの二つの條件の下に例外的場合の存在を認めてゐるのである。而して舊獨逸帝國銀行に見たる伸縮的制限法は新銀行法には全然採用せられてゐない。此等の諸點は、新舊兩獨逸帝國銀行を比較するに際し重要な事實である。

獨逸のこの新銀行法の規定する所によつて直に思ひ出すのは、一九一三年の米國の聯邦準備銀行條例(The Federal Reserve Act)である。同條例第十一條Cには次の規定を見るのである。

第一、Federal Reserve Note には原則として四〇%以上の金貨準備を必要とするのである。

第二、もし兌換準備が四〇%以下に下るときは、その不足額に對して次の累進税(Graduated tax)を課す

準備額が三三%乃至四〇%なるときは年一%以下の税額  
準備額が三〇%乃至三三%なるときは年一%以下下の税額  
以下準備額二%を減ずる毎に年一%の税額を増す

兌換準備制度を米國の聯邦準備銀行と新獨逸帝國銀行とに就いて比較するに、四〇%準備の原則を採用せる點と累進税の條件を附して例外

の場合を認めてゐる點とに於て兩者は多分に共通點を有してゐる。

四

以上、簡單ながら、新舊兩獨逸帝國銀行の發券制度を兌換準備の點を中心として述べ、更に米國の聯邦準備銀行の兌換準備制度と比較したのである。獨逸帝國銀行の舊制度は三分の一準備制度を固守しその範圍内に於て伸縮準備法を採用したのであつた、新制度は一應四〇%兌換準備の原則を確立し例外的の場合には超過額累進の發行税を設けてゐるのである。前者にては準備割合が絶對的のものなりしに對し、後者の準備割合が可動的のものなる事が一つの相違である。更に前者は發行税を保證準備發行額たる固定性の絶對額に關連せしめてゐるのに、後者は發行税を準備割合なる變動性の相對數字に結びつけてゐるのである。限外發行税を、絶對額を標準として定むるか、又は相對數字によりて決定するか、蓋し此點が兌換準備制度の問題の重心であらう。我國には夙に日本銀行の兌換準備制度改正の一案として保證準備發行高の擴張を主張してゐる高橋是清氏、松方幸次郎氏其他の論者があるが、私は寧ろそれが先決問題とし

て準備割合が重要なりや保證準備の絶對額が重要なりやの前提條件を解決する必要があると信するものである。要するに、この二つの差異は獨逸でも重要であり、我國にても考慮すべき點である。

新獨逸帝國銀行と舊獨逸帝國銀行との發券制度は、上述の二點以外に兌換準備の種類内容等に多くの相違を有し、更に私立發券銀行との關係、獨逸帝國より獨立したる程度其他につき非常の變化を示してゐる。勿論獨逸の中央銀行たる獨逸帝國銀行の制度の改正たるや、獨逸の戰敗の後に聯合國の強制的の下に行はれ従つて新獨逸帝國銀行の制度の上には Dawes 案を通じて米國の色彩が可なり力強く働いた事は、獨逸の學者の已に承認してゐる所である。故に事情を異にする我國に新獨逸帝國銀行の制度を直譯的に受け入れる事は之を慎まねばならない。然し、考へ方によれば、新獨逸帝國銀行の發券制度なるものは、舊獨逸帝國銀行時代の長き經驗より割り出されたる新しき產物であり、同時に米國の聯邦準備銀行の新制度をも併せ考察して生れたる大なる試みである。故に舊獨逸帝國銀行の發券制度を踏襲したる日本銀行は、獨逸帝國銀行の新制度に對しても充分の考慮を廻らす必要があらう。而して、此事は單に發券制度に止まらず、他の凡ての方面に於て同様である。

6) 松方幸次郎氏；進取平將又退嬰乎 64-76頁  
 7) Scheffter; Die Neugestaltung der Reichsbank. S. 211-218  
 (Jahrbuch für N. u. S. 30. IX. 26)  
 Stilleh; Die Banken. S. 80-94.